

# 日野町公民館だより

編集 日野町公民館 〒689-5131 日野町黒坂1243番地 1  
電話：74-0212 FAX：74-0105  
E-mail：kouminkan@town.hino.tottori.jp

## 見て・聞いて・触れて 和菓子づくりなど体験

### 第7回おしどり学園「町外研修」

10月18日、第7回おしどり学園の町外研修を行いました。今回のテーマは「伝統に触れる」とし、松江市で老舗職人の指導による和菓子づくりを体験しました。

当日は21人の学園生が参加し、早朝からバスに揺られ松江市を目指しました。

まず、午前中は堀川遊覧船に乗り、松江城下の歴史研修を受けました。約400年前に松江城が築城された時に造られた堀川の様子や、行く先々で現れる歴史的建造物を間近で見ながら、船頭の説明に耳を傾けて松江が栄えてきた歴史を目と耳と心で触れました。

堀川沿いには新築の住宅などが建っていますが、石垣は当時の面影を残しており築城当時の風情に感銘を受けました。また、遊覧船から見上げる松江城は雄大で、その存在に圧倒されました。遊覧の終わりに船頭が舟唄を披露、

心が和んだ中で歴史研修を終えました。

午後からは旧日本銀行松江支店の面影を残すカラコロ工房にて和菓子づくりを体験しました。参加した学園生は本格的な和菓子づくりを行うのは初めてで、老舗職人から手ほどきを受けながら自分の手

で2種類の和菓子を作りました。

体験する前は、和菓子を作ることは難しいことだというイメージを持っていた学園生がほとんどでしたが、見て・聞いて・触れて体験してみても「思ったより簡単だった、楽しかった」という感想が多く聞かれました。また、作った和菓子はお土産に持ち帰りました。

学園生は、伝統を「目・耳・手・舌(味)」で触れることができ、心に残る町外研修になりました。



松江市カラコロ工房で記念写真

町公民館では、読者の皆さんからの投稿をお待ちしています。教育問題、生涯学習、子育て、環境問題、スポーツに関すること、風物、趣味の紹介など、なんでも結構です。

字数：400字程度 形態：住所、氏名、年齢、電話番号を明記のうえ、手紙またはハガキでお送りください

送り先 〒689-5131 黒坂 1243- 1 日野町公民館「公民館だより」係

## 投稿募集

日時	場所	内容	講師	問合せ	その他
12月21日(金) 午前9時30分	町公民館	医療制度について	役場健康福祉課	町公民館(電話740212)	当日は町営バスを臨時運行します

# 日野町から2団体が参加 活動の成果を披露

生涯学習フェスティバルとつとり2007 in西部

10月6日から8日の3日間、米子市文化ホールで「生涯学習フェスティバルとつとり2007 in西部」が開かれました。

これは、日ごろのグループ活動の成果を発表する場で、県内外からグループが集まり、お互いの活動の成果を鑑賞しながら交流を図りました。日野町からは、舞台発表の部に「合唱団おしどりたち」、作品展示の部に「日野町陶芸

グループ」が参加しました。合唱団おしどりたちは8日に混声合唱を発表、町陶芸グループは6日から8日まで作品を展示しました。

フェスティバルは終わりましたが、日ごろから活動されているグループや個人の方で、その成果を、町公民館ロビーのふれあい展示コーナーで発表してみませんか。

お気軽に町公民館までご連絡ください。



会場では、陶芸作品のほか活動の写真も展示

## 第8回公民館まつり 11月22日(木)~25日(日)

公民館グループや個人の方が日ごろの活動の中で作成した作品の展示を鑑賞したり、活動を体験することができます。

お楽しみ抽選会も行います。お誘い合わせご来館ください。

### 主な催し物

作品展示 ... 保育所園児の作品、書道、染物、手芸、墨彩画、陶芸、七宝焼、アートフラワー、生け花など

バザー等 ... 喫茶コーナー、廃油せっけん販売、お茶席など

催し物 ... おしどり学園(22日)、町グラウンドゴルフ大会(24日)、日赤奉仕団AED体験等(24日)、図書館おはなし会(25日)、久住寿来の会餅つき(25日)など

詳しくは、11月5日全戸配布のチラシをご覧ください

## 青パト会員募集中

地域防犯・生活安全パトロール協議会(通称「青パト」)では、子どもたちや高齢者を不審者から守るパトロールに参加していただける会員を募集しています。

車に乗って町内を回ってくださる人、下校時に通学路に立ってくださる人など、会員の中でも活動はさまざまですが、安全・安心な地域づくりという同じ目的を持っています。

不審者による事件を未然に防ぎ、全町・各地区で多くの会員の力で、安全・安心な地域づくりを進めましょう。

会員になっていただける人は、協議会事務局(町公民館74・0212)までご連絡ください。

### 町公民館の使用手続き

公民館を使用される方は、使用する3日前までに申請書を公民館へ提出してください。

使用できる日: 年末年始(12月29日から1月3日)を除く日

使用できる時間: 午前8時30分から午後10時まで

料金: 町使用料条例による額

ロビーは、午前8時30分から午後5時30分まで開放しています。図書室もありますので、お気軽にお立ち寄りください。

ごみ袋は設置していませんので、ご持参ください。